

十九世紀熊本藩領の地域行政機構と「零落村」管理：
阿蘇郡北里手永を事例に (重近啓樹先生追悼記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今村, 直樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007062

十九世紀熊本藩領の地域行政機構と「零落村」管理

—阿蘇郡北里手永を事例に—

今村 直樹

はじめに

十八世紀以降の日本社会で、人びとが勤勉・儉約などの通俗道德に基づきながら自己の生活を規律していた事実はよく知られている。^①そして、百姓や町人が所属する身分団体である村や町もまた、自らの成り立ちのため、そうした規律化を強く推進しうる存在であった。しかし、通俗道德に象徴されるような生活の自己規律化が、仮に百姓・町人個人または個別の村・町レベルで維持されなくなった（と見なされた）場合、果たしていかなる対応が、いかなる政治権力によってなされたのだろうか。

かかる問題関心のもと、十九世紀熊本藩領を取り上げる本稿では、同藩領での「零落村」の復興過程における地域行政機構（手永）の役割を明らかにする。そして、この作業を通じて、当該期の地域社会で管轄下の村・百姓の管理を志向す

る、広域的な行政権力の性格について考察してみたい。

さて、本稿のタイトルに掲げた「零落村」（「零落所」とも言う）とは、農村における家数・人口の減少、手余り地の増大といった現象を指標としているが、これは従来の日本近世史研究で議論されてきた、とくに十八世紀半ば以降に顕在化する「農村荒廃」現象に該当する。例えば、「農村荒廃」の象徴的な地域とされてきた北関東で、村々の「困窮」に関する議論を展開した長倉保は、十八世紀半ば以降、領主の年貢収奪・助郷役徴発や「前期的資本」（江戸問屋・豪農）による収奪の過酷さ、商品貨幣経済への強制参入などを要因として、経営が破たんし、所持地を失い、没落・離村を余儀なくされていく「小農」の姿を描き出した。^② こうした「農村荒廃」現象は、研究史上で関東のみならず全国的にも指摘されており、社会経済史の面から当該期の社会を理解するうえで重要視されてきた。

以上のような見方に対して、抜本的な見直しを迫るのが近年の平野哲也の成果である。^③ 平野は、百姓の生業選択の多様性・柔軟性を重視し、彼らの離農・離村行動や希少な土地所有のみでその困窮度をはかることはできないと述べ、従来の「農村荒廃」現象に関する見方に対して厳しい批判を寄せた。平野の批判は、史料上に描かれた「荒廃」をもとに、百姓らの困窮の「実態」を論じようとする研究手法の危うさを浮き彫りにしており、研究史上で重要な意義を有するものである。^④ しかし、平野の指摘のように、離農・離村する百姓を村社会が柔軟に支援していたとはいえず、多くの「荒廃」農村に対しては、領主または報徳仕法などによる「復興」や「立て直し」に向けた対応がなされていたのも事実である。^⑤ したがって、「農村荒廃」をめぐる今後の議論は、その困窮の「実態」如何を問いなおすという課題とともに、ある村（百姓）の状態を「荒廃」や「零落」ととらえ、「あるべき百姓」像を提示し、「復興」に向けて積極的な「介入」を図っていく政治権力の問題としても、深めていく必要があるのではなからうか。

こうした問題と、従来の近世史研究で大きくかわると思われるのが、①近世後期における村・百姓の成り立ちとそれ

を担う政治権力の関係、②当該期の地域社会における規範形成や違反行為への取締りによる秩序の維持、という二つの論点である。まず、①については、菊池勇夫が備荒貯蓄制の観点から、享保・天明の飢饉を契機とした幕藩領主による「御救」の行きづまりを受け、備荒貯蓄の設置・監督に基づく地域社会の行政的な危機管理能力の獲得について論じ、山崎善弘は近世後期に領主の「御救」が後退し、その責任が組合村単位での地域社会の有力者（豪農・地主）層に転嫁されたと評価する⁷⁾。また、明治地方自治体制の成立要因を近世社会におけるヘゲモニー危機に見出す松沢裕作は、身分制的権力編成下では村をこえた一定の地理的範囲で「住民の諸課題を包括的に扱う公権力は成立しえない」と述べ、近世後期には領主の「御救」が後退するなか、一か村単位での富裕層・村役人―小前層の間でゼロ・サム的な再分配関係が進展し、その結果、村役人たちが新しい秩序（制度）を希求するに至ると論じた⁸⁾。

以上の研究では、ほとんどが近世中後期における量的な領主「御救」の後退を共通理解とする。しかし、当該期の村・百姓の救済主体に関していえば、「町・村などの地域社会」（菊池）、「組合村単位での豪農・地主などの地域有力者」（山崎）、「村内の富裕層・村役人」（松沢）というように、その見解は分かれている。こうした見解の相違の背景には、分析対象地の地域性も想定されるが、とくに近世後期の地域社会における政治権力の編成をめぐる議論が、現段階で大きな焦点となっているのは間違いないだろう。

次に、②については、藪田貫・高野信治・日比佳代子の成果がある。藪田は、郡中議定にみられる儉約の徹底や廻在者への排他的姿勢など、近世後期畿内の村連合による広域的な地域管理の実態を明らかにし、高野は十八世紀の社会変容に伴う改革政策のなかで、各身分の社会的道徳を繰り返し説く代官像を描き出した⁹⁾。日比は当該期久留米藩の広域行政区による在地秩序の維持を体系的に論じた¹⁰⁾。なかでも、本稿で扱う熊本藩と近似した久留米藩を詳細に分析した日比の成果は参考になるが、領主支配の規定性を強調するがゆえに、政治権力としての広域行政区がもつ自律性が、やや後景に退いて

いるように思われる。

本稿では、以上のように研究史をふまえた上で、十九世紀熊本藩領における「零落村」をめぐる動向を、「復興」事業を担う主体（政治権力）に注目しながら検討する。その際、藪田らの成果に学びながら、規範形成や管理といった視点を重視していく。

本稿で取り上げる熊本藩領は、近世前期から廃藩置県まで細川氏がほぼ肥後一国を一円支配した、九州地方の典型的な藩領国地域に属する。同藩に関しては、藩政史料（永青文庫細川家文書¹²）を駆使した近年の共同研究¹³などで、地域行政機構であり、藩行政の基底的な政策立案主体たる「手永」の性格が明らかになっている。

十八世紀後半以降に顕在化する熊本藩領での「零落所」問題に関しては、すでに近年の吉村豊雄による研究が存在する¹⁴。吉村は、十九世紀の「零落所」の復興過程における藩政府・手永間での行政メカニズムや、当該期の「零落所」対策を名目にした手永による藩政部局からの公的資金の調達、その資金を用いた手永による大規模な新地開発事業の展開を明らかにしている。吉村の研究は、熊本藩における稟議制的な政策形成過程や、新地開発と地域社会の成り立ちの關係に迫った重要な成果である。しかし、「零落所」における管理や規範形成といった視点は弱く、また手永による「零落所」復興事業が具体的にどのような成果をあげたのか、実際にいかなる矛盾を抱え込みながら展開したかについては、十分に明らかにされていない。本稿で定点観測を行う阿蘇郡北里手永に関しては、近世後期の「零落所」に関する在地史料が現存している。本稿では、藩政史料と地域側に残された史料とを総合的に検討することで、主に手永と「零落所」との關係を重点的に復元することに努めよう。

近世後期熊本藩の地方行政制度に関しては、前述した共同研究の成果などを参照されたいが、本稿の内容に關係する限りで最小限の説明を行う。十八世紀半ばの宝曆改革以降、熊本藩の地方行政を担当したのは、藩政部局の一つである郡方

であり、その責任者は郡方担当の奉行である。藩領内に存在する一八の郡は、一四の郡代管轄区域に編成され、それぞれに郡代二名が配置された。さらに、郡の下には合計五一の手永が置かれた(図1を参照)。平均三〇〜四〇か村で構成される広域的な地域行政機構である手永には、惣庄屋の執務機関としての手永会所が存在し、ここでは惣庄屋・郡代手附横目・山支配役の「手永三役」と呼ばれる幹部役人や、手代・下代等の実務役人などが執務していた。また各地の手永会所には、犯罪者などを取り調べて拘禁する施設として、質屋も設置されていた。¹⁶⁾

近世後期の惣庄屋の多くは、在御家人(いわゆる金納郷士)や有力百姓から採用されて最大でも一〇年程度で藩領内を転勤しており、手代以下の会所役人や村庄屋もまた、在御家人・百姓層から登用されて手永内を転勤する存在であった。本稿では、まず第一章で、近世後期の熊本藩領で「零落所」問題が行政課題として登場する経緯を、先行研究の成果をふまえながら論じる。その上で第二・三章では、具体的な分析対象地とする阿蘇郡北里手永での「零落村」復興過程と、そこから浮かび上がる論点を明らかにし、オリジナルな歴史像を提示することにした。

一 近世後期熊本藩領における「零落所」問題

(1) 近世前期の熊本藩と「農村荒廃」

何らかの事情で、農村における家数・人口が減少し、耕作放棄地が増大する。その結果、村からの年貢未進が生じて、領主による何らかの措置がとられる。こうした「農村荒廃」現象自体は、熊本藩領において近世前期から確認される。関ヶ原合戦後から、ほぼ肥後国を領知してきた加藤家が改易された後、寛永九(一六三二)年に小倉藩の細川忠利は肥後へと国替になった。その忠利は、小倉藩時代から「走り者」(百姓たちが土地を捨て、領主の支配領域を越えて移住する行為)

への対策に頭を悩ませており、肥後入国直後には寛永飢饉に直面している⁽¹⁶⁾。さらに、寛永十四（一六三七）年十月下旬から翌十五（一六三八）年二月末までの天草島原一揆の過程では、陣夫の徴発などが百姓たちに課せられ、農村の「荒廃」は深刻化を増したとされる。こうした飢饉的な状況を受けて、当時の家老たちは農民に対して食糧の確保、振舞の禁止、衣類の簡素化などを通達するとともに、給人に対しては定まった役儀以外での百姓の使役を禁じるという対応をとった⁽¹⁷⁾。

熊本藩政史についての最新の研究成果である『新熊本市史』を参照すれば、十七世紀後半から十八世紀前半の時期にかけても、藩領内での「農村荒廃」現象は確認できる。とくに十七世紀後半以降には、「潰百姓」の問題が大きく取り沙汰されている⁽¹⁸⁾。潰百姓とは、年貢納入に行き詰った百姓が田畑、家財、人畜（自身と家族、牛馬）、その他すべてを売り払って年貢を納入するものだが、結果、百姓としての実体は消滅し、「村人数」（帳簿上に記載される村の構成員）からも抹消される。ここで注目されるのは、十七世紀後半の時点では、惣庄屋による「潰百姓」に対する認定基準が非常に曖昧であった点である。例えば、ある惣庄屋は、富裕層だけを除き村内の大部分の百姓を「潰百姓」として書き出したとして、藩政府から厳しい叱責を受けている。その後、十八世紀前半になると、「潰百姓」の認定に際して、当該村の庄屋・百姓のみならず、村方の組合組織である「五か村組」の庄屋も加わり実情を吟味する措置がとられるようになった⁽¹⁹⁾。しかし、「農村荒廃」と大きくかわる「潰百姓」自体の基準が、藩政府―手永（惣庄屋）間で十分に共有されていなかった事実も重要だろう。吉村豊雄の言葉を借りれば、十八世紀前半までの藩政は、「領主法令と百姓労働力を組織した勸農業務、恩恵的な救恤で社会の要請に対応し」⁽²⁰⁾、飢饉などの非常凶荒時に際しては、年貢減免などの「御救」的な対応が主であった。つまり、「荒廃農村」の抜本的な復興に向けた藩政レベルでの組織的対応は、十分に機能していなかったと考えられる。

(2) 明和・天明期における「零落所」問題の浮上

熊本藩領で「零落所」の復興が大きな行政課題として浮上するのは、十八世紀後半（明和・天明期）以降である。ここでは、「零落所」とはなにか（それまでの「農村荒廃」とは何が違うのか）、そして行政課題としての「零落所」への対応策が、藩—手永間の双方で共有化されていく経緯について、再び吉村豊雄の研究を参照しながらみていきたい。

吉村は「零落所」の定義について、「宝曆—天明期ごろから全国的に問題化する『農村荒廃』のこと」としながらも、両者が意味するところの違いについて、「農村荒廃」が「荒廃化する農村状況に対する対処策が立ち遅れ、荒廃を拡大し、飢饉・一揆を生成させている」のに対し、「零落所」は「藩側・百姓側双方に一定の問題認識と対応策の必要性についての認識の共有」があるという、興味深い指摘を行っている²⁴。吉村の指摘は、全国的な「農村荒廃」と熊本藩領における「零落所」との違いについて述べたものだが、これは熊本藩領における十八世紀半ば以前の「農村荒廃」と、それ以後の「零落所」の違いにも該当するものだろう。つまり、前述したように、抜本的な復興に向けた藩政レベルでの組織的な対応が未整備であった「農村荒廃」段階と、藩政府—百姓（手永）間での問題認識・対応策の共有がはかられていた「零落所」段階との、質的な差異である²⁵。

それでは、なぜかかる転換が生まれたのか。吉村は、十八世紀後半の熊本藩領で「零落所」問題が行政課題化した画期として、明和七（一七七〇）年に惣庄屋衆が藩に対して提出した、一五一条におよぶ意見書（「繁雑帳」）をあげる。領内全ての惣庄屋たちが「連印」した「繁雑帳」には、「零落所」に関する彼らの要求が二点存在していた。一つは、下方（村・手永）からの正常な願筋上申手続きの確立である。これは藩政府への上申文書の作成・提出に際して、蔵入地・知行地の別なく手永が一括してそれを行うことを意味していた。もう一つは、願筋の背景にある「零落所」問題への対処であり、「零落所」の存在が「上之御難題」や「手永之御難題」になるとして、手永に村方救済用の財源を付与することを求めたも

のである。「繁雜帳」の内容は、宝暦期以降の藩政府が行う改革政治への厳しい批判も含むものであったが、明和・安永期以降の藩政府は、惣庄屋衆の要求を汲みいれながら、手永に一定の経済力・年貢請負機能をもたせ、水利土木事業・山野管理などの行政権限を委譲していくと吉村は評価する²³⁾。筆者もこの評価に賛意を示したい。

つまり、「農村荒廃」状況にある「零落所」への組織的な対応策を可能にする藩領規模での行財政改革案（「繁雜帳」）が、地域行政の最前線にある惣庄屋衆から藩政府へと提出されて、それが実施に移されたのである。惣庄屋衆によって以上のような行政改革案が作成された背景には、惣庄屋自身の性格の変質もあった。熊本藩では十八世紀初めの享保期から宝暦改革期にかけて、多くの手永で藩政初期以来の世襲惣庄屋の罷免が進行し、代わって惣庄屋の多くは在御家人や有力百姓から新規に採用され、彼らが一定期間で領内各手永を異動する転勤惣庄屋制に移行していく。当該期の惣庄屋たちには、地域社会の具体的な要望をとりまとめ政策立案し、上役である郡代と連携しながら藩政府と折衝する能力が求められていた。惣庄屋の職務能力は、藩政府から在地の百姓からも、より一層重視されつつあったのである。

（3）「零落所」をめぐる十九世紀の藩政と手永

十八世紀後半以降、「零落所」問題の行政課題化と軌を一にしながら、手永はみずからの行政権限を拡張し、広域的な地域行政機構としての性格を強めていく。地域側の動向としてはこうした手永の地域行政機構化の延長線上に、加えて藩政府側の事情としては大坂商人との関係で安定的な年貢徴収システムを構築する必要性が生じたこともあり、享和三（一八〇三）年、手永を広域的な年貢請負単位に設定した請免制が、藩政府・惣庄屋間での紆余曲折の末に実施された²⁴⁾。その後、藩政府から手永に対しては、安定した年貢収納とそれを可能にする地域社会の成り立ちが、より強く求められていく。ここで手永内に「零落所」が存在する場合、安定した年貢収納を妨げるその「復興」が、当該手永の最も重要な行政課題の一

つになったのはいうまでもないだろう。

十九世紀前期の「零落所」をめぐる藩政の動向として注目されるのは、手永からの上申によるものではなく、藩政部局から派遣された役人の手によって、領内全体における「零落村」が総調査された事実である。文化十一（一八一四）年、郡方は配下の役人（郡目附付横目）たちに、「諸御郡手永く之内」で「各別零落之村々」があれば調査報告するように命じ、彼らを各手永へと派遣して報告書（「諸御郡零落村々しらへ帳」）を作成させた²⁵。領内を巡回しながら「零落」の状況について調査した郡目附付横目たちは、「根深キ零落所ニ而、今以成立兼候分、并近十年及難渋候村々」を対象に、領内五一手永の内ですれに該当する一六五か村と、そのなかでも「別段之零落ニ而、亡所同然」として、「零落」ぶりが最も甚だしいとみた一七か村について、「諸御郡零落村々しらへ帳」で報告した²⁶。

表1は、「諸御郡零落村々しらへ帳」に掲載された「零落村」の数を、各郡・手永別にまとめたものである。これをみると、五一手永すべてに「零落村」が存在すること、しかし石高が二万六〇〇〇石をこえる正院・竹迫両手永が「零落村」を九か村も抱える一方、約一万八〇〇〇石の松山・野津両手永にはそれが二か村のみ、また約三〇〇〇〜六〇〇〇石の野津原・久住・高田各手永にはそれが三か村も存在するように、その石高の規模にかかわらず、各手永が抱える「零落村」の数はまちまちであった。つまり、この事実は、「零落村」の認定に際して、各手永の固有の事情がある程度反映された結果だと考えられる。また、「零落村」に該当する一六五か村に関しては、藩政府内の部局である小物成方からの公的資金拝借や、新百姓の仕立方などに要する手永の負担を軽減する措置が認められていたことが、「諸御郡零落村々しらへ帳」の裏表紙にある付紙によって確認できる²⁷。

以上の総調査で注目されるのは、藩政府が郡方の直轄のもと、領内全体の「零落村」を総調査し、それに該当する一六五か村（さらに「亡所同然」である一七か村）を具体的に指定した事実である。それではなぜ、この調査は一般的な藩行政

表1 文化11(1814)年熊本藩領における「零落村」数

郡名	手永名	手永石高(石) ※	「零落村」 数	「亡所 同然之 村々」数
鮑田	五町	17,810	5	
	池田	17,428	4	
	横手	16,897	4	
	銭塘	17,560	5	
託摩	本庄	14,765	3	
	田迎	15,946	5	1
上益城	鯨	20,177	3	
	沼山津	24,336	3	
	甲佐	15,842	3	
	木倉	13,521	3	
下益城	矢部	19,236	3	
	杉嶋	16,183	4	1
	廻江	23,168	5	2
	河江	27,231	4	
宇土	中山	16,709	4	
	砥用	10,436	5	
	松山	18,646	2	
	郡浦	16,214	2	2
八代	野津	17,785	2	
	種山	17,415	3	
	高田	26,333	4	
芦北	田浦	5,128	2	
	佐敷	3,847	2	
	湯浦	3,003	2	
	津奈木	2,039	2	
	水俣	4,760	1	
	久木野	518	1	

郡名	手永名	手永石高(石) ※	「零落村」 数	「亡所 同然之 村々」数
山本・ 山鹿	正院	26,243	9	6
	山鹿	17,877	3	
	中村	17,939	3	
玉名	小田	20,658	3	
	内田	20,195	3	
	坂下	19,160	3	
	荒尾	21,881	5	2
	南関	23,672	3	
	中富	14,505	4	
	菊池	河原	13,630	2
合志	深川	14,407	2	
	竹迫	26,764	9	3
	大津	23,041	3	
阿蘇・ 南郷	内牧	9,023	2	
	坂梨	11,963	2	
	布田	9,078	2	
	高森	9,102	3	
	野尻	6,214	2	
	菅尾	6,219	2	
	小国・ 久住	北里	11,512	3
野津原・ 鶴崎	久住	5,517	3	
	野津原	3,894	3	
	高田	5,763	3	
計	関	7,727	2	
		752,732	165	17

※手永石高については、文政元年(1818)時点のもので、ページ掲載表を参照。なお、合計石高は計算と合わない。
 * 「文化十一年 諸御郡零落村々しらへ帳」(「文化十一年本
 覚帳」、細川家文書北岡文庫・目録番号文5-3-2、熊
 鎌田浩「熊本藩の法と政治」(創文社、1998年) 228~229

の政策決定過程である郡―手永―村というラインではなく、藩政部局の郡方によって直接行われたのだろうか。この疑問に直接答える史料は管見の限り存在しないが、手永が主体的役割を果たす前者のラインで行った場合、結果的に「零落村」の認定基準が手永ごとで大きく異なってしまう恐れがあり、郡方が一手にそれを行うことで、「零落村」の認定基準に関する公平性の担保をはかろうとしたのではなからうか。「零落村」の具体的な認定基準に関しては、「諸御郡零落村々しらへ帳」にも明記されていない。しかし、吉村が指摘するように十九世紀以降、「零落所」対策という名目が、手永が藩政部局から公的資金を調達する際の有効な手段となっており、藩政府からの「零落所」

の認定自体が、各手永にとっても非常に重要な関心事であったことは間違いない。

以上の総調査により藩政府は、領内全体の「零落所」の具体的な把握をはかり、それへの対応策を藩政全体の課題として明確に位置づけた。次章では、実際に手永による「零落村」復興事業の展開を、具体的に跡づけていくことにしよう。

二 阿蘇郡北里手永における「零落村」復興事業の展開

(1) 阿蘇郡北里手永と「零落村」問題

本章と次章で、具体的な分析対象地とするのは阿蘇郡北里手永である。北里手永は肥後・豊後の国境に位置し、北西に幕領日田を控えた藩領境の地であった。山間部のため煙草などの商品作物を栽培する畑地の比率が高く、安政五（一八五八）年段階で本村は二六か村、石高は一万一五〇〇石余である。前述のとおり、熊本藩では十八世紀半ばの宝暦改革以降、多くの手永で転勤惣庄屋制が定着していた。しかし、九州の政治的経済的要衝である幕領日田に隣接する地域的な特性もあり、北里手永ではほぼ近世期を通じて、例外的に北里伝兵衛家が惣庄屋職を代々世襲していた。こうして長年にわたり世襲惣庄屋制が存続していた北里手永では、惣庄屋と在地の村庄屋との間に「癒着」や「馴れ合い」が生じており、藩政府の役人たちは同手永について、「内輪因循之旧弊」が多いと批判的にとらえていた。⁽²⁸⁾

北里手永では、その立地から豊後・豊前商人の出入りも頻繁であった。商人たちが百姓から産物を相場以下の安値で買い取っていくことも多かったことから、文政年間には北里手永の経済的中枢である宮原町（在町⁽²⁹⁾）に、藩営の金融機関である産物歩入所が設置された。歩入所では、百姓たちの産物などを仮に買い取る（歩質に取り入れる）形で彼らに資金に融通し、産物が高値になった時にこれを売却するなどの業務を行っていた。⁽³⁰⁾ 十九世紀の熊本藩では、藩政部局（小物成方・

表2 北里手永における「零落村」

村名	村高 (石)	竈数 (軒)	人口 (人)
土田村	140	15	54
北里村	794	101	386
西村	463	33	122

*「文化十一年 諸御郡零落村々しらへ帳」(「文化十一年 覚帳」、細川家文書北岡文庫・目録番号文5-3-2、熊本大学附属図書館寄託)より作成。

歩入所・産物方など)による金融活動が活発化しており、とくに文政7天保期には藩領内
外で「貨殖」を展開していた^①。歩入所の設置
は、こうした当該期の公的金融による「貨殖」
の盛行を背景としたものであった。

さて、十九世紀の北里手永には三か村の「零
落村」が存在していた。文化十一(一八一四)
年の「諸御郡手永零落村々しらへ帳」による
と、同手永では、土田村・北里村・西村の三

か村が「零落村」として書き上げられている。表2は、三か村の村高・竈
数・人口を示したものである。本稿で集中的に取り上げるのは土田村であ
るが、当時は村高一四〇石、竈(世帯)数一五軒、惣人数五四人である。
同村は、北里手永の中央部を流れる杖立川沿いに立地しており、在町であ
る宮原町の北西に隣接していた(図2)。

次に、北里手永における「零落村」問題についてみていこう。文政九
(一八二六)年、北里手永では手永自体の「零落」を名目として、本来は一
部を藩政府に上納する規定となっていた新規開拓地(上畝開・野開)からの全収入を、手永が拝領することが、特例的に
認められていた^②。また、土田村の「零落」状況に関しては、天保六(一八三五)年の村方調査で「伝来ノ地方」の半分以上



図2 北里手永関係図(1:50,000地形図「宮原」に加筆して作成)

上が、他村へ質地・讓地に出ていることが判明している。実は、天保元年（一八三〇）十二月に熊本藩領では、田畑の讓渡は村内に限ることが法令で定められていた。⁽³⁴⁾しかし、拙稿⁽³⁵⁾で明らかにしたように、世襲惣庄屋である北里伝兵衛家が代々惣庄屋を務めていた当時の北里手永では、正徳年間以来一〇〇年以上にわたって藩の土地証文の規定が遵守されていない状況であった。土田村の質地・讓地問題に関しては、こうした同手永特有の事情も影響していると考えられる。

それでは、当時の北里手永では「零落村」の復興に向けて、具体的にどのような取り組みを行っていたのだろうか。同手永における「零落村」対策費の推移についてまとめた帳簿である「北里手永零落村々成立御根帳⁽³⁶⁾」によると、当時の惣庄屋である九代目北里伝兵衛一義は、土田村の「零落之病根」である借財整理と、「手薄」である自手永の会所官錢を強化するため、天保六年に玉名郡中富手永の会所官錢から、錢三〇貫目（匁錢）を月六朱（月利〇・六％）で借用した。「零落村」が抱える借財を整理する名目で、他郡の手永からの融通を受けているのである。さらに天保八（一八三七）年には、「零落所」対策を名目として、藩政部局の産物方から錢四六貫目を、中富手永よりも低利（月四朱半〔月利〇・四五％〕）で借用している。四六貫目のうち、三〇貫目を中富手永への返済に、一六貫目を土田村の質地の買い戻しにあてている。つまり、中富手永から産物方へと、より低利での借り換えを行っているのである。また、「零落所」を名目にした公的資金の借用といえども、必ずしも全額がその名目通りに使用されていないことがわかる。

なお、借用した四六貫目に関しては、三〇貫目分を北里手永の会所官錢から、一六貫目分を土田村で買い戻した土地からの徳米で支払いを行う予定であった。⁽³⁸⁾しかし、後者の一六貫目については、天保九（一八三八）年から十一（一八四〇）年までは百目に付き八升の徳米の取り立てができたものの、同七年と同九年の「非常之凶作」（天保飢饉）の影響により、その後は同十二（一八四二）年から十四年までの三年間、土田村からの徳米上納は滞ってしまふ。天保十四（一八四四、弘化元）年、今度は借用分の一六貫目について、月三朱半（月利〇・三五％）に利下げした上で三〇か年賦払いにすること

が産物方から認められ、同年から弘化三（一八四六）年までの三年間は土田村からの取り立てが再開される。しかし、同四（一八四七）年になると「何分村方々之取立、出来不仕」状況に陥り、再び徳米の上納は停止してしまつた。³⁹

こうした産物方からの借財滞納問題もあいまつて、会所官銭の運用に失敗して多大な損失を生み出し、また多額の年貢未納を生じさせるなど、かねてから手永運営について藩政府から問題視されてきた北里伝兵衛は、弘化五年（一八四八、嘉永元年）に代々世襲してきた惣庄屋職を罷免された。⁴⁰その後、他手永からの転勤惣庄屋として初めて、嘉永元年五月に北里手永へ赴任したが、飽田郡横手手永出身の古閑才藏で

表3 古閑才藏の事歴

年 月	役 職	褒賞・進席
寛政13年(1801)正月	横手会所見習 (13歳)	
文化2年(1805)9月	横手会所小頭並 (17歳)	
” 5年(1808)閏6月	横手会所詰差添 (20歳)	
” 6年(1809)3月	(21歳)	親長右衛門寸志、且役方出精に付、吉凶礼の節麻上下着用、小脇差・傘・菅笠、家内に笠・菅笠御免
” 7年(1810)5月	横手会所詰本役 (22歳)	
” 10年(1813)8月	横手下代当分 (25歳)	
” 12年(1815)10月	横手下代本役 (27歳)	
文政2年(1819)5月	横手下代、横手手永中浜町御側用櫛格御下見 [△] 兼帯 (31歳)	(在勤中) 苗字御免、御惣庄屋直触、古閑才右衛門と改名
” 8年(1825)9月	(37歳)	(在勤中) 一領一疋
天保2年(1831)11月	唐物抜荷改方御横目 (43歳)	(在勤中) 諸役人段
” 8年(1837)8月	御郡代付御横目 (49歳)	(在勤中) 諸役人段
” 9年(1838)12月	(50歳)	役方数十年出精に付、本席郡代直触
” 10年(1839)8月	田迎手永惣庄屋当分、代官兼帯 (51歳)	(在勤中) 諸役人段
” 13年(1842)9月	本庄手永惣庄屋当分、代官兼帯 (54歳)	
” 15年(1844)11月	郡代直触宮原嘉左衛門育の孫三郎義子取組一件での不正に付、田迎手永惣庄屋当分差除、暹塞 (56歳)	郡代直触
嘉永元年(1848)5月	北里手永惣庄屋当分、代官兼帯 (60歳)	(在勤中) 諸役人段
” 元年(1848)11月	(60歳)	才藏と改名
” 2年(1849)10月	北里手永惣庄屋本役、代官兼帯 (61歳)	知行高20石
” 5年(1852)4月	本庄手永惣庄屋本役、代官兼帯 (64歳)	知行高20石
安政元年(1854)9月	(66歳)	役方数年心懸厚く出精、北里手永建て直しの功績などに付、知行高10石加増
” 2年(1855)2月	(67歳)	(寸志) 歩小姓列
” 4年(1857)9月	田迎手永惣庄屋当分、代官兼帯併勤 (69歳) (同年12月御免)	
文久元年(1861)5月	病死 (73歳)	
” 元年(1861)7月	才藏悴古閑忠右衛門、父跡本庄手永惣庄屋当分、代官兼帯	(在勤中) 諸役人段

* 花岡興輝編「近世大名の領国支配の構造」(国書刊行会、1976年) 415~419ページをもとに作成。

ある。表3は、古閑の履歴をまとめたものである。彼は一三歳で横手手永の会所見習に採用されたことを皮切りに、会所小頭（一七歳）、唐物抜荷改方横目（四三歳）、郡代手附横目（四九歳）、そして託摩郡田迎手永惣庄屋当分（五一歳）とあるように、最下級役人の会所見習から惣庄屋へと立身した、まさに「叩き上げ」の地方役人の典型であった。ここに、「零落村」である土田村の本格的な復興事業は、古閑の手に委ねられることになった。

（2）古閑による「零落村」復興事業の展開と借財整理

古閑の北里手永惣庄屋としての在職期間は、嘉永元年五月から同五（一八五二）年四月までの約五年間におよび、その後、彼は託摩郡本庄手永惣庄屋へと転任した。五年間の在職期間のなかで、彼はどのような行政実績を北里手永であげたのだろうか。

藩政部局の一つで人事考課を担当した選挙方の帳簿である「町在^(註)」によると、古閑は本庄手永惣庄屋職にあった嘉永七（一八五四）年、「内輪因循之旧弊」が多い北里手永のなかで「手永々々之成立」に専心し貢献したとして、同手永在職時の功績を評価されて、藩政府から特例的に知行一〇石の加増を受けている。この「町在」には、郡方の役人が作成した、古閑の北里手永における功績調書（「本庄御惣庄屋古閑才藏功績稜々しらへ帳」）も収録されているのだが、そこには「零落所」である土田村を立て直して勧農を推進し、「成立之萌」を見せたことが、彼の主要な功績の一つとしてあげられている。古閑着任以降における土田村の復興事業については、その関係書類（願書・通達・書簡など）を後年にまとめた「嘉永元年 土田村成立一卷（注〔31〕参照）」が存在している。以下、同史料を分析の中心に据えながら、古閑による復興事業について具体的にみていきたい（とくに断らない限り、以下と第三章の記述は同史料による）。

まず、嘉永元年九月、古賀が上役の小国・久住郡代である井上久之允にあてた願書をみてみよう。それによると当時の

土田村では、産物方からの借財のほか、天保飢饉時に拝借した諸出銀などの返済、それに急場を凌ぐための借金も加わって借財が嵩んでおり、日々の糧食に差支えた者は、以前に手永が買い戻した土地を再び質地に出すような有様で、牛馬や農具を所持する者は非常に少なく、年を追うごとに村の世帯数や人口も減少している状況だとされる。さらに、「厩肥屋者勿論、居屋修復等茂届兼、雨露之凌も出来不仕、先当時之所ニ而者専ら活故之一条而已ニ打懸、農事ニ基候精力無御座、婚儀之時を失、次第ニ人数相減」として、土田村の百姓たちが居屋の修復さえできないため雨露を凌げていないこと、農事に取り組む精力をも失っているという「零落」ぶりについて述べている。つまり、惣庄屋北里伝兵衛時代に産物方からの公的資金で土田村の質地の買い戻しは行ったものの、その後は度重なる飢饉などに際して有効な措置がとられず、かえって村の「零落」が進行していたと考えられる。かつて「零落所」対策で藩政部局からの公的資金が導入されたにもかかわらず、結果的にその効果はあがらなかったのである。

北里手永への着任直後である嘉永元年六月、古閑は土田村の庄屋恒之允と頭百姓磯八から、同村での今後五年間の年貢・諸懸米の免除を求める願書を受けている。年貢免除期間である五年間で、他村の力なども借りながら荒廢地を再開発し、年ごとに「農力」を回復させたいというのである。これを受けた古閑は、同年八月、土田村の今後五年間の年貢・諸懸米について、北里手永の備荒貯蓄である壹歩半米から支払うことを郡代井上久之允に願い出、その許可を取り付けることに成功する。土田村が自らの「復興」に専念できる五か年という期間を獲得したのである。さらに同月、信頼を置く自らの腹心である会所小頭の松崎謙吾（当時二五歳⁴⁴）らを「土田村成立請込」（手永における土田村の復興担当役人）に任命し、手永主導による「零落村」復興体制も整えていった。その上で、古閑が着手したのが、土田村の「零落」の主たる原因と見なされていた、同村が抱える借財の整理であった。

土田村の借財には、二つの性格のものが存在していた。一つは、天保八年に産物方から借用しながらその後返済が滞っ

ていた借錢であり、もう一つは百姓たち個人の借金や他村に質地・讓地として出された地方である。嘉永二（一八四九）年閏四月に、古閑から郡代である井上と佐久間角助にあてて提出された「土田村零落稜書」⁽⁴⁶⁾によれば、同村の借財については「公」「私」の区分がなされているが、前者が「公」、後者が「私」の借財にあたる。前者について、嘉永元年九月に古閑が郡代井上久之允に提出した願書（前述）によると、かつて産物方から借用した錢一六貫目のうち、当時も残債が一三貫八六匁六分八厘も存在していた。古閑はこの約一四貫目についても、願書のなかで当年（嘉永二年）の暮から来る未年までの十年間、元金・利息の返済休止を願い出ているが、これについては井上から却下されてしまう。そのため、この借錢の返済に関しては、当座は北里手永の会所官錢の一部である「零落村々成立備」で立て替えることにし、その立て替え分に関しては、後に土田村から徴収する徳米で回収していくことにした。つまり、一村の借財を手永の財政で立て替えるという措置がとられたのである。

次に、後者の百姓たち個人の借金や、他村へ出された質地・讓地への対応である。前述した「土田村零落稜書」によれば、手永内で行われた個人の借金については、手永会所がその債権者と直接交渉して、嘉永元年から五年間、その返済の猶予を認めさせている。手永内の他村に出された質地・讓地に関しては、質入主である土田村の百姓が支払う利米を五年間に限って大幅に引き下げさせることを、⁽⁴⁶⁾ここで会所が質取主と交渉して実現させている。なお、一部の地方については、質取主による藩への寸志（献金）という形式にして、低額で手永が「零落村々成立備」で買い戻し、買い戻した地方に関しては、元の所有者に百目につき三升という低利の徳米で耕作させている。一定の期間における徳米納入が済めば、元所有者に土地を返還するという方式であった。

寸志に関していえば、嘉永三（一八五〇）年二月、古閑は手永内に呼びかけて、在御家人である佐藤崎藏・橋本次太郎の両名から「土田村零落取救」のための寸志錢（三貫五九〇目）を調達している。こうした「零落村」救済目的での寸志

は、一般には「民力強寸志」と呼ばれており、本来ならばその五分の四が村方に与えられ、残り五分の一は藩政府に納められる規定となっていた。しかし古閑は、郡代兩名（井上・佐久間）を通じて郡方と交渉し、寸志錢の五分の一に關しても、特例的に村方が拝領することを認めさせている。寸志錢の全額が、土田村の復興資金にあてられることになったのである。但し、この寸志錢は直接土田村に渡された訳ではなく、手永の管理下に置かれて運用された。

以上のように古閑着任後の北里手永では、地域行政機構である手永が主体となり、郡代とも連携しながら、各種の手段で土田村が抱える借財の整理や返済猶予にあたるとともに、その復興資金を調達していったことがわかる。管下の村の成り立ちに際して、手永が非常に大きな役割を果たしているのである。

しかし、ここで確認すれば、土田村における借財整理自体は、古閑の前任者である北里伝兵衛一義による復興事業の際にも行われたものである。つまり、天保飢饉の影響があつたとはいえ、北里の時代における手永の「零落村」復興政策の事実上の「失敗」は、借財整理などの措置だけでは復興政策として不十分であつたことを示唆している。そうだとするならば、次には「零落村」や百姓のあり方そのものに対しての、何らかの「介入」が必要とされるのではなからうか。次章で、具体的に検討してみたい。

三 地域行政機構による「零落村」管理

(1) 求められる「農」としての自立

惣庄屋古閑才藏は、土田村や百姓たちのあり方に対して、果たしていかなる措置をとっていったのだろうか。ここでは、前述した嘉永二（一八四九）年作成の「土田村零落稜書」の記述によりながら、まず「零落村」の土田村に対する古閑の

認識から検討していきたい。

同史料によると、古閑は同村の百姓たちの生活について、以下のような認識を抱いていることがわかる（傍線部は筆者による）。

一、第一公私之借財莫太二有之、纔宛作廻候分之余徳者追繰之歩繰二相成、年々出来秋方粮物差支候節、急場々々ニ猶借財を重、其末農事一遍之稼出来兼、日々程ニ市在ニ罷出、米錢才覚而已ニ打懸、種々之隙暮御座候ニ付、会所限之申談を以内借者五ヶ年之間、銀主手元置置申談仕候事

つまり、抱え込んだ「公私之借財」の大きさをゆえに、わずかの耕作から生まれる利益さえもすぐに借財返済で消えてしまうので、百姓たちは毎年の収穫期から食糧に差支え、その急場を凌ぐために借財を重ねている。そのため、彼らは「農事一遍之稼」ができず、町場での米錢の工面のみにかかりきり、さまざまな「隙暮（ひまぐらし、最も肝心な仕事をせず、無駄な仕事を行うこと）」をしていると、古閑はとらえているのである（こうした状況への対応のため、百姓個人の「内借〔手永内での借財〕」については、手永会所が銀主と交渉して五年間の返済猶予を取りつけている）。古閑が、同村における「零落」の要因を、多大な借財の存在とともに、それによって引き起こされた百姓たちの「離農」と「隙暮」に求めていることがうかがえよう。なお、同村は従来 of 難渋ぶりのため、その村名が恐れられており、「嫁娶、或者人智養子」などの話も他村から忌避されているとも記されている。

以上を受けた、古閑による土田村や百姓のあり方そのものに対する復興政策は、「家」と「農」を基軸にしたものであった。注(42)でふれたように、土田村ではとくに天保飢饉後から竈（世帯）の潰れが続出して人口も減少していたのだが、嘉永二年の春に、他村から一世帯（三人）を入百姓させたことがわかる。あわせて、当時の一世帯のうち、五世帯の家族全員が約五〇歳以上であり、その相続人がいなかったことから、同年春から養子などの斡旋も行っている。ただし、こ

れについては「寸斗人柄見立不申、押移居候儀ニ御座候」ともあり、養子となる人物の選定が難航していたことがうかがえる。

さて、当時の土田村で牛馬や農具を十分に所持していたのは、一一世帯のうちわずか二世帯のみであったという。そのため、手永は牛馬などを所持しない九世帯に対してそれらを買ひ渡し、彼らには夜間に薪の伐り売りや草鞋作りといった仕事をさせて、その代金を賄わせることにした。次にあげる史料は、牛馬・農具を渡す際に、併せて手永が百姓各人にあたえた「覚」である。

覚

土田村 何某

一、第一火用心之事

一、毎朝寅刻方卯刻迄者余業を心懸、昼内者農事一遍出精いたし、夜中者亥刻迄無懈怠夜稼可致事

一、申迄茂無之、精粗之様子ハ見聞之上賞罰致度相糺候間、是迄之随農（こゝろ）を引改相互ニ勸農ニ基可申事

一、牛志疋

一、鋤志挺

一、鋤先志挺

一、何——

一、——

但相渡候品々明細書入目請払帳通也

右之通相渡候間、擅ニ売買并ニ質入いたす間敷候、右之外委細申渡置候違背仕間敷事

嘉永元年十月

ここには、早朝は寅の刻（午前四時ごろ）から余業を心がけ、日中は「農事一遍」に出精し、夜間は亥の刻（午後一〇時ごろ）まで夜稼ぎを行うこと、各人の働きぶりの「精粗」については取り調べの上で賞罰するので、これまでの「随農」^(マツ)を改めて勸農に専念すること、そして買い渡した牛馬・農具に関しては、勝手な売買などを禁じることが明記されている。つまり、従来の百姓たちの生活ぶりを墮落したものとらえ、今後は夜稼ぎなどとともに、「農事一遍」への取り組みが強く求められているのである。

古閑着任以前の土田村の百姓たちが、具体的にどのような生業に従事していたかについては、残念ながら史料が残っておらず明らかにしえない。しかし、平野哲也の研究成果によれば、近世後期の小農たちは農業以外の多様な生業（例えば、賃労働など）に従事し、それらを複合的に組み合わせながら経営維持に努めていた事実が、実証的に明らかにされている。⁽⁴⁷⁾つまり、近世後期の農村でみられた田畑の「荒廃」や百姓による「離村」とは、百姓たちの経営戦略として意図的に行われた可能性が指摘されているのである。こうした成果をふまえるとき、土田村の百姓による「離村」や「離農」が、彼らがやむにやまれずとつた行動ではなく、むしろ良い稼ぎや生活の場を求めて積極的に選択した結果だと想定することもできるだろう。

さらに、豊後・豊前からの他国商人の出入りが多かった北里手永では、藩領をこえた商業・金融活動も、在町である宮原町を中心として活発に行われており、それゆえに同町には文政年間に藩宮の金融機関である産物歩入所が設置されていた。注目したいのは、北里手永における「零落村」⁽⁴⁸⁾の発生原因の一つとして、郡方の役人たちは、産物歩入所の設置による公的金融の活発化をあげていたことである。前述した、北里手永における古閑の功績調書である「本庄御惣庄屋古閑才藏功績稜々しらへ帳」⁽⁴⁹⁾（郡方の役人が作成）には、宮原町における産物歩入所の存在が過度の「米銭融通便利」をもたらし、「農」を疎かにする心得違いの者を生むなど、下方にかえって「難渋」や「弊害」を引き起こしたことが批判的に述べられ

ている。事実、地域金融の拠点である宮原町は土田村に隣接しており、同村の百姓たちにとっては非常に身近な存在であった。古閑の着任後、産物歩入所はその機能を停止させられているが、十九世紀の藩政部局による「貨殖」の盛行が、「農」を基軸とする領主側が重視した在地秩序に対して、「離農」をもたらすなどの「悪影響」を及ぼしていた可能性は非常に高い。⁽⁴⁹⁾「零落村」の生成と、藩の経済政策とは決して無関係ではなかったのである。

手永が、土田村の「家」の整備を行うとともに、百姓たちへ一律に牛馬・農具を買い与え、「農」としての自立を求めたことには、従前の彼らにおける生業選択の多様性を否定する側面があった。ここでは、「農事一遍」に出精することが「あべき百姓像」として規範化され、その対極として「離農」と米銭の工面に依存した「暇暮」が位置付けられた。「零落村」の復興過程のなかで、手永は土田村とその百姓に対して、「農」としての自立という明確な規範の提示を行っていたのである。

(2) 手永による「零落村」への強い管理意識

ここまで検討してきた、手永による土田村の借財整理、復興資金の調達、他村からの入百姓や牛馬・農具の付与などの政策は、その多くが古閑の北里手永着任後の一年間（嘉永元年五月〜同二年四月）のうちに実施されていた。つまり、復興のために必要とされる政策のほとんどが、古閑着任後の最初の一年間で済んでいたのである。そうすると、「零落村」の復興のカギとなり、手永にとって重要な関心事となるのは、以上にあげた政策の実施後における、土田村の百姓たちの具体的な働きぶり如何である。

嘉永三年十二月、惣庄屋の補佐役で手永の幹部役人である郡代手附横目の加藤九八郎から、同村の復興担当役人（「土田村成立請込」）である松崎謙吾に対し、「同村が「精農」に基づき、追々と「其成立之萌」が見えているかについての「至

「密」の問い合わせが行われた。具体的に問い合わせられた項目は、①村方における朝の早起きについて、世帯別に「梵（鐘のことか）」を打って誘い合っているか、②村民の働きぶりが、「隣村衆」よりも抜きん出ているか、③取り決めどおり、夜稼ぎとしての縄草鞋作りを怠りなく行っているか、④以前は他村と比べて多かつた同村の村祭り数が、現在は減らされて儉約が実施されているか、⑤同村の年貢皆済の早さが、手永内で何番目くらいに位置するか、⑥村方における百姓個人の働きぶりの「精粗」の差別など、実に詳細なものであった。

これら諮問された項目に対して、松崎は逐一付紙をもって回答を行っている。例えば、①について、早起きは続けられているが、「梵」を打つのは春夏までである、②について、一昨年に復興事業が開始されてから、以前と変わって村民は出精しているが、「隣村衆」と比べて飛び抜けた働き者はいない、④について、数々の祭礼は差し止めを命じたが、これまでの仕来りを理由に続けられているので、神酒銭について削減させている、などである。ここで、とくに注目すべきは、⑥についての回答である。松崎は、「精農」として栄八以下の七人、「随農」として磯八以下七人の具体名を、書き上げているのである。つまり、手永は「零落村」の復興に向けて主体的に様々な取り組みを実施するとともに、一方で村や百姓たちに対しては、強い管理意識を有していたのである。それは、村内における「精農」「墮農」の区分までも、具体的に把握しようとしていた姿勢から明瞭にうかがえよう。

それでは、こうした「精農」「墮農」の区分には、どのような意味があつたのだろうか。熊本藩領の各手永会所には、犯罪者の取り調べ・拘禁のための施設として、質屋が設けられていたことが知られている。⁵⁰ 実は、「至密」の問合せ以前である嘉永二年十二月、土田村の復興担当役人たちから古閑にあてて、日常的な素行や働きぶりが「墮農」と判断される百姓三人（改助・乙松・権兵衛）について、「村方一統之取締」のため二日ほどの「質屋」が提案されたことがあつた。なお、三人のうち乙松と権兵衛は、翌年の「至密」に対する松崎の回答でも、依然として「随農」に区分されていた。この際、

三人の質屋への拘留が実行されたかどうかは不明である。しかし、「零落村」における日常的な百姓の素行や働きぶり自体などが、手永による取り締まりの対象となっていたことは明らかである。以下に述べる元頭百姓の磯八の事例は、その典型例となろう。

嘉永五年四月、古閑才藏は託摩郡本庄手永惣庄屋へと転任し、代わって北里手永惣庄屋には、それまで合志郡竹迫手永惣庄屋であった宮津藤左衛門（鮑田郡五町手永出身）が着任した。その直後である同年六月、宮津の内意を受けた土田村の復興担当役人たちと庄屋恒之允は、同村の現況報告と併せて、磯八（当時五〇歳）の処分などについて上申を行っている。嘉永三年当時、頭百姓を務めていた磯八は、同年の「至密」問い合せに対する松崎の回答で、これまた「随農」に区分されていた。なお、彼は嘉永元年六月、北里手永着任直後の古閑に対して、土田村復興のため五年間の年貢・諸懸米の免除を求める願書を提出した人物である。

宮津への上申には、以下のように記されている。五年前（古閑着任後）から同村復興のため様々な「御仕法」が行われたが、「畢竟者随農之上、以前酒ニ長シ候村方」であり、我々が様々な教諭を行って「農業一遍ニ打懸候様請書」までも取ったが、農事への出精が長続きしていない。とくに、磯八については元来酒好きであり、居村や他村の人びとの金銭の工面に世話をはかる一方、農事を欠き、たびたび近辺の者たちを引き入れて酒宴を開いている。我々が教諭を加えてもその行状は改まらず、頭百姓を免職したのだが、その後も相変わらず農事への出精はみられない。農事は倅に任せて、商売や馬口勞（馬喰）などの仕事にも手を出しているが、最近では借財が高んで、その工面のための「無味之隙暮」が多い。我々による手数も尽き果てたので、「メ方（質屋での拘留）」の上で惣庄屋から「御教諭」がなされれば、「村方一統之取締之一端」になる。そして、村民たち一統に対しても「御教諭」をお願いしたい。

以上の内容からうかがえるのは、土田村における百姓たちの行状が思いのほか改まっていないこと、その象徴として、

「農事一遍」への専念からかけ離れた、磯八の存在が取り上げられていることである。おそらく、磯八は他人のために金銭の工面をはかるなど「世話好き」の人物であり、周囲からはある種の人望も厚かったのだろう。しかし、それは手永が求める「あるべき百姓像」とは、大きくかけ離れていたのである。

この上申から半年後である嘉永五年十二月、磯八は手永会所の質屋へ拘留される。そして、従来の「過酒」や「農事不心懸」といった行状を改め、今後は「勸農御規則」に従い、他人の世話などの「隙暮し」は行わないことを、宮津宛の請書（御請申上候覚）のなかで誓約している。請書には、土田村の五人組や頭百姓・庄屋も連印していた。

以上のように、手永は「農事一遍」への出精という明確な「あるべき百姓像」を示し、その基準をもって個々の百姓を「精農」「惰農」に区分し、「惰農」に対する取り締まりを実行していた。そこでは、彼らの日常的な素行や働きぶり自体が取り締まりの対象となるなど、手永は「零落村」やその百姓たちに対して、強い管理意識を有していた。つまり、日常的な秩序維持や地域管理を志向する、広域的な地域社会の行政権力として稼働していたのである。しかしながら、手永による「零落村」管理は、実際には、磯八のような「強かな」百姓たちの存在を前にして、必ずしも目論見通りの成果はあがらなかったとみるのが妥当であろう。手永が示した「あるべき百姓像」に、彼らは容易に服さなかったのである。

それでも、前述したように復興事業を推進した古閑は、土田村における「成立之萌」を見せたとして、後に藩政府から褒賞を受けている。この事実が、「零落村」の復興事業が、借財整理や復興資金の調達のみならず、百姓たちの生活のあり方自体に踏み込むという大きな困難を伴う事業であること、またそうした「零落村」では「成立之萌」を見せること自体に大きな意味があることを、他ならぬ藩政府の役人たちも認識していたことを示唆している。

おわりに

本稿では、とくに十九世紀熊本藩領における「零落村」の復興過程と手永との関係について、阿蘇郡北里手永を事例に取り上げて具体的な分析を行った。その結果、管轄下にある「零落村」の復興事業（借財整理、復興資金の調達など）に主体的な役割を果たすとともに、そこでの日常的な規範形成（「農事一遍」に専念する「あるべき百姓像」の提示）や、規範から外れる百姓たちの取り締まりを実施し、個々の百姓たちの働きぶりまでの管理をはかる手永の実像を明らかにすることができた。十九世紀の手永は、専任の行政吏（地方役人）集団と独自の財源（会所官錢）を有しており、管内の村々の成り立ちを支えるなど、まさに地域社会における広域的な行政権力として稼働していたのである。しかしながら、手永による復興事業が必ずしも目論見どおり達成されたわけではなく、「零落村」に生きる百姓たちは、容易には手永が提示した「あるべき百姓像」に服さなかつたといえる。

それでは、本稿で明らかにした成果は、研究史との関係でどのような意義を有しているだろうか。まず、一点目は近年大きな焦点となっている、近世後期の地域社会での政治権力の編成をめぐる問題への提起である。この問題に関して活発な発言を行っている松沢裕作は、関東地方における組合村の分析から、近世身分制社会では特殊利害集団たる村を越えて、住民の諸課題を包括的に担う地域的な公権力は成立しないと述べ、そこに形成されるのは特殊利害集団である村々のアド・ホックな連合体か、「特殊な業務」である領主とその家臣たちの権力に過ぎないと論じる⁽⁵⁾。しかしながら、本稿で明らかにした、管下の村の成り立ちを主体的に支え、なお「零落村」や百姓の行動に対して強い管理意識をもつ手永の実像は、松沢の理解とは大きく異なっている。日本社会における近世から近代への移行とは、十九世紀藩領国下の地域社会で形成されつつあった、手永のような行政権力の存在を考慮しながら議論を進めていく必要があるだろう。

二点目は、近世後期熊本藩領における「零落村」研究への貢献である。近年、吉村豊雄はこの分野で精力的に成果を積み重ねている⁽²²⁾。しかし、「零落村」を名目に藩政部局から手永が調達した公的資金の具体的な使用方法、手永と「零落村」との具体的な関係（とりわけ、手永による「零落村」での規範形成や百姓たちの行動の規律化）については、本稿で新たに明らかになった事実である。とくに後者の点は、行政権力としての手永の性格を考える上で重要な論点となる。

最後に三点目は、近代への展望についてである。本稿で分析してきた熊本藩領の手永制は、旧領主支配・旧民政からの人民の「解放」を目指した、明治三年藩政改革によつて解体される⁽²³⁾。しかし、あるべき百姓像⁽²⁴⁾を提示し、「零落村」における彼らの日常的な働きぶりまでも取り締まろうとする地域的な行政権力の生成は、手永制の解体で断絶したわけでは決してない。むしろ、規範型国家としての近代国家へと継承される側面を有しているのであり、本稿の分析作業は、近代社会における行政権力の存立基盤が、近世後期の地域社会の具体的な展開から形成されてきたことを示唆しているのである。

注一覧

- (1) 安丸良夫「日本の近代化と民衆思想」(同『日本の近代化と民衆思想』青木書店、一九七四年。初出は一九六五年)。
- (2) 長倉保『幕藩体制解体の史的研究』(吉川弘文館、一九九七年)。
- (3) 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』(御茶の水書房、二〇〇四年)。
- (4) 平野の成果がもつ研究史的意義については、木下光生「村の『貧困』『貧農』と日本近世史研究」(『奈良史学』二九、二〇一一年)を参照。なお、本稿での「農村荒廃」現象に関する研究史整理については、木下論文に多くを学んでいる。
- (5) 前注(2)長倉書、大藤修『近世の村と生活文化』(吉川弘文館、二〇〇一年)など。

- (6) 菊池勇夫『飢饉から読む近世社会』（校倉書房、二〇〇三年）。
- (7) 山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会』（清文堂、二〇〇七年）。
- (8) 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』（東京大学出版会、二〇〇九年）。
- (9) 藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二年）。
- (10) 高野信治『社会変容と訴願・改革・教諭』（同『近世領主支配と地域社会』校倉書房、二〇〇九年。初出は二〇〇七年）。
- (11) 日比佳代子『近世後期の在地秩序と藩政』（『日本史研究』五三五、二〇〇七年）。
- (12) 財団法人永青文庫蔵、熊本大学附属図書館寄託。
- (13) 吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政』（思文閣出版、二〇〇九年）。
- (14) 吉村豊雄『日本近世における津波復興の行政メカニズム』（熊本大学『文学部論叢』八九、二〇〇六年）、同『近世における零落所救済の政策重積メカニズム』（平成十九―二十一年度科学研究費補助金研究成果報告書、二〇一〇年）、同『二九世紀の新天地開墾と水利土木事業』（熊本大学『文学部論叢』一〇二、二〇一一年）。
- (15) 鎌田浩『熊本藩の法と政治』（創文社、一九九八年）三三五ページ。
- (16) 『新熊本市史』通史編第四卷近世Ⅱ（熊本市、二〇〇三年）一六〇～一六三ページ。
- (17) 同右『新熊本市史』一六三ページ。
- (18) 同右『新熊本市史』二三七～二三八ページ。
- (19) 同右『新熊本市史』二三八～二三九ページ。
- (20) 吉村豊雄『日本近世における評価・褒賞システムと社会諸階層』（前注（13）吉村他編『熊本藩の地域社会と行政』）一二八ページ。
- (21) 前注（14）吉村書『近世における零落所救済の政策重積メカニズム』三ページ。

- (22) なお、「零落所」「零落村」という語句は、熊本藩では管見の限り、十八世紀前期まで確認できていない。
- (23) 吉村豊雄「近代への行政的基点としての宝暦―安永期」(熊本大学『文学部論叢』一〇一、二〇一〇年)。
- (24) 請免制の成立過程に関しては、拙稿「近世後期藩領国の行財政システムと地域社会の『成立』」(『歴史学研究』八八五、二〇一一年)を参照。
- (25) 「文化十二年 覚帳」(永青文庫細川家文書、目録番号文五―三―二)。
- (26) ちなみに、「亡所同然」とされた一七か村には、寛政四(一七九二)年四月の雲仙普賢岳の噴火による津波で甚大な被害を受けた、有明海沿岸である宇土郡浦手永の三角浦村・長浜村も含まれている。
- (27) 前注(25)史料。
- (28) 拙稿「十九世紀熊本藩の惣庄屋制と地域社会」(志村洋・吉田伸之編『近世の地域と中間権力』山川出版社、二〇一一年)。
- (29) 在町とは、町方ではなく在方に編入されていた小都市集落であるが、藩からは制限付きで商業を許可されており、町方に準じる扱いを受けていた(山田康弘『熊本の近世用語事典』(私家版、一九八六年)五五―五六ページ)。
- (30) 禿迷盧『小国郷史』(河津泰雄、一九六〇年)三五九―三六〇ページ。
- (31) 前注(28)拙稿。
- (32) 前注(30)『小国郷史』四三六―四三七ページ。
- (33) 「嘉永元年 土田村成立一卷」、阿蘇郡小国町教育委員会所蔵。原蔵者は、北里手永の地方役人を務めていた松崎家である。
- (34) 前注(16)『新熊本市史』二八五ページ。
- (35) 前注(28)拙稿。
- (36) 阿蘇郡小国町教育委員会所蔵。

- (37) 「嘉永元年 北里手永零落村々成立御根帳」。
- (38) 前注(33) 史料。
- (39) 同右史料。
- (40) 前注(28) 拙稿。
- (41) 「安政元年 町在」(永青文庫細川家文書、目録番号九―二四―九)。
- (42) この願書によると、同村ではもともと竈(世帯)数が二〇を数えていたが、文政・天保年間に至って一六、七に減少し、天保七・九年の凶作後には七世帯が潰れ、現時点では総人数が三九人、鰥寡孤独の者も併せて一〇世帯にまで減少しているという。ちなみに、前述したように文化十一年時点の「諸御郡零落村々しらへ帳」では、土田村の竈数は一五と明記されている。
- (43) 前注(33) 史料。
- (44) 古閑は北里手永着任後、松崎を手永横目に抜擢して、庄屋寄合の内偵を命じるなど、厚い信頼を置いていたことがうかがえる(前注(28) 拙稿七〇―七一ページ)。
- (45) 「土田村零落稜書」には、文政年間以来の土田村の「零落」状況と、それに対する主に古閑着任以降に行われた復興政策の具体的内容がまとめられている。
- (46) 従来 of 利米は、百目につき一斗であったのを、四升にまで引き下げさせている。
- (47) 前掲注(3) 平野書。
- (48) 前注(28) 拙稿を参照。
- (49) この点については、前注(24) 拙稿でも指摘した。なお、十八世紀末以降の熊本藩の身分制編成における「農」の重視については、吉村豊雄「近世の身分制編成に関する覚え書」(熊本大学『文学部論叢』七八、二〇〇三年)を参照。

(50) 前注(15) 鎌田書。

(51) 前注(8) 松沢書七四ページ。

(52) 前注(14) 吉村論文など。

(53) 池田勇太「維新期民政改革の再検討」〔明治維新史研究〕二、二〇〇五年) など。

〔付記1〕本稿は、「重近啓樹先生追悼記念号」の掲載論文として作成されたものである。二〇一二年四月に着任した筆者は、生前の重近啓樹先生にお会いすることが叶わなかった。重近先生の御冥福を心よりお祈り申し上げる。

〔付記2〕本稿は、二〇一二年度の日本学術振興会科学研究費補助金(若手研究B)、ならびに同年度の静岡大学人文社会科学部若手研究者奨励費による成果の一部である。